

まちづくり協働推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地域住民のまちづくりへの参画を推進し、地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組まれるソフト事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、土幌町内の団体、グループ及び個人とする。

(対象事業)

第3条 補助の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) イベント開催事業
- (2) 広報宣伝事業
- (3) 人材育成事業
- (4) 地域福祉推進事業
- (5) 地域文化・スポーツ育成事業
- (6) 地域環境保全・創造事業
- (7) 地域特産品開発事業
- (8) 町長が特に認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象としない。

- (1) 他の機関又は土幌町の他の補助を受ける事業
- (2) 政治的活動及び宗教的活動を目的とする事業
- (3) 他の団体等に補助する事業
- (4) 公益性の乏しい事業

(対象期間)

第4条 補助の対象となる期間は、当該最初に申請した年度から3年度が経過するまでとする。ただし、第6条に規定する限度額に達した場合は、その達した年度までとする。その場合、限度額から前年度までに交付した補助金の合計額を控除した額を当該年度の補助額とする。

(対象経費)

第5条 補助の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号を除いた経費とする。

- (1) 人件費
- (2) 食糧費
- (3) 備品購入費（ただし、専ら当該事業に使用される備品（テレビ、自動車、パソコンなどの汎用備品は除く。）でリース等による対応が困難と認められる場合は対象とする。）
- (4) 事務的な消耗品費

（補助金の限度額及び補助率）

第6条 第4条に規定する補助金の限度額は、同条に規定する期間内の交付額合計で50万円とする。

2 補助率は下表のとおりとする。

種別	補助率	備考
(1) 一般事業	10分の8以内	
(2) 特認事業	10分の10以内	対象経費の殆どが原材料費及び消耗品費等で、かつ参加者等からの一部負担が困難で、特に町長が認めた場合

3 前項の規定による限度額に達していない場合においても、第4条に規定する期間を経過した事業は、別に定めのある場合を除き補助の対象とはならない。

（事業計画の承認等）

第7条 事業を実施しようとする者は、まちづくり協働推進事業計画承認申請書（別記第1号様式）に、まちづくり協働推進事業実施計画書（別記第2号様式）及び関係書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

（補助金の交付申請）

第8条 事業計画の承認を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書に関係書類を添えて申請するものとする。

（補助金の交付決定）

第9条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、補助金の交付決定を通知するものとする。

（補助金の概算払）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金等概算払申請書を町長に提出しなければ

ならない。

- 2 町長は、補助金等概算払申請書を受理したときは、その内容を審査し概算払いの必要があると認めたときは、当該概算払いの決定をし、補助事業者に通知するものとする。
- 3 概算払いの額は、補助金の交付決定額の3分の2以内とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、補助事業等実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(継続事業の取扱い)

第13条 第4条に規定する補助対象期間もしくは第6条に規定する限度額に達した事業の取扱いは別に定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、土幌町補助金等交付規則（昭和53年規則第8号）に定めるところによる。

附 則

- 1 まちづくり協働推進事業助成金交付要綱（平成18年訓令第8号）は廃止する。
- 2 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。